

一宮公会堂管理運営規程

平成13年 4 月 15 日制定

(目的)

第1条 一宮公会堂（以下「公会堂」という）は、本町内会会員（以下「会員」という）及びその家族の教養を高め、会員相互の福祉の向上と親睦を深め、もって町内会の発展を図ることを使用目的とする。

(管理運営)

第2条 公会堂の管理運営は、一宮公会堂管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という）が当たり、公会堂を利用し会員のための講演・講習・料理教室等のほか、会員相互のコミュニケーションなどが図れる場としての計画及び企画を行うものとする。

(使用者の限定)

第3条 公会堂の使用は、原則として会員及びその家族に限る。ただし会員及びその家族の相互の文化教養、福祉の増進に使用する場合は、その総人員に対し参加する部外者が3分の1以内である場合に限り、使用を認めることができる。ただし、本規定施行前より公会堂を継続して使用している者については、当分の間この規定にはよらないものとする。

(使用手続)

- 第4条 1 公会堂を使用する者は、使用の前日までに所定の使用申込書を管理運営委員会に提出し、許可を得なければならない。使用を変更する場合も同様とする。
- 2 公会堂を一定期間、定期的に使用する場合は、使用開始の1週間までに定期的使用許可申請書を管理運営委員会に提出しなければならない。申請事項を変更する場合も同様とする。
- 3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という）がその使用を中止する場合は、速やかに管理運営委員会に申し出なければならない。

(使用の制限)

- 第5条 管理運営委員会は、次の各号の1に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。
- 1 公の秩序、善良なる風俗を乱すおそれのあるとき
 - 2 施設又は備品を損傷し、あるいは滅失するおそれのあるとき
 - 3 その他、管理運営上支障があると認めるとき
 - 4 管理運営委員会において不適當と認めるとき

(許可の取り消し)

第6条 管理運営委員会は、次の各号の1に該当すると認めるときは使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。尚、この場合において使用者に損害が生じることがあっても管理運営委員会はその責めを負わない。

- 1 使用の許可条件に違反したとき

2 不正な手段によって所用許可を受けたとき

3 その他管理運営上支障があると認めたとき

(使用料)

第7条 会員及びその家族が、第1条の目的で使用する場合は使用料を徴収しない。

ただし、塾又はこれに準ずる使用及び物品の展示販売等に使用する場合、並びに第3条ただし書きにより部外者が参加使用する場合は、次の使用料を徴収する。
特別の場合はその都度協議する。

区 分	塾又はこれに準ずる 使用の場合	物品の展示・販売等 又はこれに準ずる 使用の場合	部外より参加する場合
1回の場合	円	円	
定期使用の 場合1回に つき	円	円	1名1カ月につき 円

2 塾またはこれに準ずる場合の1回の使用時間は2時間とし、以後1時間増すごとに200円を加える。

3 物品の展示・販売又はこれに準ずる使用の場合の1回の使用時間は8時間以内とする。

(使用料の納付)

第8条 使用料は第7条の規定に基づき、使用許可と同時に納付するものとする。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、次に掲げる場合はその一部又は全額を返還するものとする。

1 天災・地震等により施設が使用出来なかったとき

2 管理の都合により施設が使用出来なかったとき

3 使用者が使用の5日前までに使用の取り消しを申し出たとき

4 その他管理運営委員会が特に返還を認めたとき

(禁止行為)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1 許可を受けないで物品を販売すること

2 許可を受けないで壁・柱等にはり紙・釘打ちをすること

3 危険物又は不潔な物品を持ち込むこと

4 他人に迷惑を及ぼす行為をすること

5 許可なく当該施設（備品を含む）を利用すること

（使用者の義務）

第 11 条 使用者は施設使用后、速やかに清掃し室内を清潔に保つと同時に、次の各号を厳守しなければならない。

1 消燈を確認し火気の点検を行うこと

2 施設及び備品を大切に使用することに努めること

3 施設に施錠を行い防犯に努めること

4 「公会堂使用簿」に記入し、鍵と共に速やかに責任者に返還すること

5 施設及び備品に損害を与えた場合は、使用者の責任において原状回復をするものとし、その費用は使用者の責任とする。

（役員及び任期）

第 12 条 管理運営委員の人選は理事会の議を経て町内会、会長が委嘱するものとし、次の役員を置く。なお、任期は「一宮町内会規約」第 12 条を準用する。

管理運営委員長 1 名

事務局長 1 名

運営委員 1 若干名

（使用料の繰り入れ）

第 13 条 使用料その他の収入は本町内会一般会計に繰り入れるものとする。

（経費）

第 14 条 公会堂の運営費は、本町内会一般会計により行うものとする。

（定期的清掃）

第 15 条 公会堂の清掃は年 1 回役員が当たるものとする。

（細則）

第 16 条 本規定に定めるもののほか、公会堂の管理運営上必要な事項は管理運営委員会が別途定める。

（雑則）

第 17 条 本規定を改正する場合は総会において行うものとする。ただし、緊急を要する場合は管理運営委員会において改正し、次期総会に報告することができる。

付 則 この規程は、平成 13 年 月 日より施行する。